

許可番号 第00755045006号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県双葉郡広野町大字夕筋字永沢6,7番地
氏名 株式会社南双クリーン産業
代表取締役 橋本 明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県相双地方振興局長 宇佐見 明良



許可の年月日
許可の有効年月日

令和2年11月9日
令和7年3月29日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 汚泥（特定有害産業廃棄物） ② 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）
③ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）
④ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）

以上4種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 令和2年3月30日

変更許可年月日 令和2年11月9日（汚泥（特定有害産業廃棄物）の追加）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上25項目

②廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上12項目

③廃酸（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上25項目

④廃アルカリ（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上25項目

以上4種類

複写
無効